

「特定個人情報保護評価書」(全項目評価書)の素案に係るパブリックコメント手続で提出された意見の対応状況について（令和元年12月23日～令和2年1月27日実施）

意見を提出した人数
1人

意見項目別件数

意見項目	件数
1 社会保障・税番号制度について	0
2 特定個人情報保護について	0
3 評価書全般について	2
4 各事務【住民基本台帳・個人住民税・収納及び滞納】について	0
5 その他	0
合計	2

対応区分別件数

対応区分	件数
A 意見の趣旨等を反映し、評価書に盛り込むもの	0
B 意見の趣旨等は、評価書(素案)に盛り込み済みのもの	0
C 評価書に盛り込まないもの	0
D 具体的な事務の実施にあたり参考とするもの	0
E その他要望・意見等	2
合計	2

パブリックコメント手続での意見

番号	意見項目	市民からの意見の概要	本市の考え方	対応区分
1	3 評価書全般について	特定個人情報についてのリスク対策は定められているが、職員や委託先等による漏えいや紛失に対し、行政側の罰則規定を表記する必要はないですか。	特定個人情報保護評価は、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのリスクを軽減するための適切な措置を講ずることにより、漏えいの未然防止と住民の信頼確保を目的として実施するものであることから、罰則規定については掲載するようになっていないところです。 なお、特定個人情報保護評価について定めている「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」に罰則の規定があります。	E
2	3 評価書全般について	マイナンバー制度は外国人も該当するので、英語等で知らしめる必要がある。	特定個人情報保護評価書は、国の個人情報保護委員会が様式を定めていることから、ご意見につきましては、個人情報保護委員会に報告させていただきました。	E